

	国	観光ビザ	就労ビザ
ミクロネシア	パラオ	・30日以内の観光・商用・外交・公用目的の滞在は査証(ビザ)不要。但し帰国時の航空券が必要。 ・滞在が30日を超える場合は、パラオ入国管理局にて延長可能で、1回につき30日の延長が可能。最大3回で90日以内、更新は1回につき50米ドルの手数料が必要。 出典「在パラオ日本国大使館」:https://www.palau.emb-japan.go.jp/ftpr_ja/palau_visitor.html	2020年5月19日 国際機関太平洋諸島センター  滞在許可の取得は事前(入国前)に手続をすることが必要。駐日パラオ大使館では「滞在許可証(Entry Permit)の発行は行っていないため、代理人を通じてパラオ国内で申請する必要がある。 出典「外務省海外安全ホームページ」:https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_272.html
	ミクロネシア	・日本人が観光目的でミクロネシア連邦に渡航する場合、30日以内の滞在なら原則としてビザは不要。入国に際しては、機内で配布される出入国記録カードと税関申告書を記入の上、入国審査官に提出。 ・到着後に各州の入国管理局にて最大90日までの滞在期間延長が可能。 出典「ミクロネシア連邦大使館」:http://www.fsmemb.or.jp/guidance/index.html	・商取引目的での入国には、左記の条件を満たすことに加え、ミクロネシア到着前に先立って入国許可証の取得が必要になる。 ・「即売、小売業を目的とする場合、または店舗を設立せずに商品やサービスの買付けを目的とする場合に発行(ただし外国人投資家の許可の資格が必要)」されるビジネスメン向けの入国許可証を取得することになる。 ・入国許可証の申請は、ミクロネシア連邦政府司法省入国管理局HP上でダウンロードできる入国許可申請用紙を記入の上、当局に送付して行う。 出典「ミクロネシア連邦大使館」:http://www.fsmemb.or.jp/guidance/index.html
	マーシャル諸島	・現地空港で30日滞在可能(移民局にて最大90日延長可)なアライバルビザが取得できる。現地空港で査証が旅券に押印される(日本人は無料)。 ・出国用航空券及び十分な滞在費が必要。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_269.html	・短期滞在の場合は左記同様。
	ナウル	・外務省の掲示するナウル入国管理局問い合わせ先(アドレスとURL)が現在つながらなくなっており、大使館もない。(PICの資料にもこのアドレス(visa@naurugov.nr)が記載されている。) ・以下は2019年1月時点での情報である。 ・ビザ取得手続き ①英文必要書類(ア〜カ)を揃える。(ア)査証申請用紙(イ)旅券の顔写真のあるページのコピー等、有効な旅券の所持を証明する書類及び現在の職業を証明できる書類(ウ)旅行日程(エ)ホテルに宿泊する場合には予約確認書、知人等を訪問する場合はその氏名及び住所等連絡先(オ)ナウル到着及び出発時の航空券(eチケット)(カ)申請者の住所等連絡先の詳細(郵便物の私書箱番号は住所として取り扱われず、記載事項に誤りや虚偽がある場合は査証発給を拒否される) ②必要書類を添付しナウル入国管理局宛に電子メールで送付する。審査の結果、問題がなければナウル入国管理局から入国許可書が送付される。 ③入国許可書を印刷して携行のうえ、出発地の航空機搭乗手続係員に提示して航空機に搭乗し、到着時に入国許可書、旅券、ホテルの予約証明書及びナウル出国時の航空券を入国審査官に提示する。旅券及び証明書は査証発給手続きのために一旦預け、後日入国管理局事務所で査証手数料を支払い、旅券を返却してもらう。滞在予定期間に応じて、通常1か月の滞在許可が出され、手数料は100米ドルである。(滞在期間により変動する。) *注意:すべての手続きフェーズにおいて、非常に時間がかかる可能性があるため、ホテルや航空券は日程変更のためのキャンセルができるような形しておくのが望ましい。  ・入国管理局にて一か月の延長申請が可能。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_271.html	確認中
	キリバス	・日本人の場合、30日間までの観光・商用滞在は査証免除。ただし出国用の航空券が必要。 ・入国管理局にて1回1ヶ月、最長4ヶ月までの滞在延長手続きが可能。手数料は60米ドル。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_268.html	・左記同様。
メラネシア	バブアニューギニア	・日本及び各国にあるバブアニューギニア在外公館にて取得可能。観光および商用査証の場合、通常は翌朝日に発行される。6か月以上バブアニューギニアの有効残存期間が必要。 ・ただし、一般旅客保持者が観光及び商用目的で入国する場合、ポートモレスビーのジャクソン国際空港とラバウルのトクア国際空港では到着時ビザを取得すること(Visa on Arrival/アライバルビザ)が可能。この場合の滞在期間は60日で、手数料は無料。滞在期間は最大30日間延長することができ、その場合の手数料は400キナ。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_075.html	左記同様。
	ソロモン諸島	・ソロモンと日本の間には査証免除決定は無いが、入国許可証により45日間までの滞在が可能。滞在目的に応じて、短期居住者/学生/研究者/通商/入国/観光/労働の各許可証が発行される。許可証はほとんどの場合、入国時に空港にて発行される。(長期滞在を目的で入国する場合には、現地の受け入れ先等を通じ、事前に入国管理局にて滞在許可を取得することが必要。) ・労働目的でなければ、入国許可証により45日間を超えない範囲で滞在が可能。入国許可証で入国後に滞在期間を延長する場合は、90日以内の延長であれば入国管理局で観光許可証を取得することで可能(有料)。なお、観光許可証が発行されると、有効期限内であっても入国許可証は失効される。観光許可証取得者は同管理局へ再申請することで、さらに90日以内の延長が可能(有料)。2回目以降の延長は不可。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_072.html	左記の入国許可証で可能。
	バヌアツ	・1か月以内の短期滞在の場合は、査証なしで入国できる。入国の際には、有効な旅券(入国時に6か月以上の残存有効期間が必要)、出国用航空券(eチケット)が必要。 ・滞在期間を延長する場合には、申請と共に入国管理局に申請することにより最長4か月(当初の1か月を含む)まで滞在することが可能。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_078.html	・長期滞在する場合は、事前にバヌアツの入国管理局に問い合わせ、目的に合った滞在許可を取得する必要がある。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_078.html
	フィジー	観光の目的でフィジーを訪れる際には査証(ビザ)の申請は不要。ただし4ヶ月以内の滞在に限る。またこの滞在期間には、入国後移民局に申請すれば、91フィジー・ドル(1フィジー・ドル=約52円(2019年1月現在))を支払うことによって最長2か月間の延長が認められる。 また、フィジー入国時から滞在日数に加え6か月以上有効な旅券(バブアニューギニア)とフィジーから帰国、もしくは次の渡航国への航空券が必要。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_076.html	就労、就学、居住等、長期滞在を目的で入国する場合は、入国前に目的に合った滞在許可を取得することが必要。また、目的別に準備する書類等は異なるため、駐日フィジー大使館又はフィジー移民局に問い合わせる必要がある。また、手続きに相当の期間を要することがある。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_076.html
ポリネシア	ツバル	事前に査証を取得する必要はなく、入国審査時に最長1か月(原則、出国の搭乗便出発日まで)の滞在査証が付与されるが、入国時に6か月以上の残存有効期間のあるバブアニューギニア、復讐の航空券、滞在に必要な十分な現金を所持していない場合には入国が認められない。滞在期間の延長を希望する場合は、入国管理事務所にて100米ドル(2019年1月現在1米ドル=約77円)の手数料を添えて申請すれば、3回までの延長(最初の入国時の滞在許可を含めて合計4か月まで)が可能。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_274.html	事前に必要書類に手数料100米ドルを添えて、入国管理事務所に居住許可を申請する必要がある。承認されれば1ヶ月の滞在が可能となり、3回まで延長が可能。それ以上の長期滞在を目的とする場合は、事前に申請の上、承認の後に手数料(ツバル国外からの申請は600米ドル、ツバル国内からの申請は1,200米ドル)を支払うことで1年間の滞在許可が与えられ、延長する場合は1回につき1年間の延長が許可される(手数料100米ドル、回数に限らず)。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_274.html
	サモア	滞在期間60日までの短期滞在を目的とした入国の場合、査証を取得する必要はない。61日以上滞在する場合は、サモアで滞在期間を更新する必要がある。 入国許可の条件は、旅券(バブアニューギニア)の有効期間が6か月以上あること、出国のための航空券を所持していること。また、出国先が入国に際して査証を必要としている場合、渡航先国の入国査証も必要。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_073.html	左記同様。
	トンガ	事前に査証を取得することなく入国できます。入国時に有効な旅券(入国時に6か月以上の残存有効期間が必要)、出国用航空券及び入国カードを提示すると、31日間滞在可能なビザが付与される。その後、滞在期間を延長する場合は、入国管理局に申請すると、1か月につき69(バブアニューギニア)が1バブアニューギニア(2019年1月現在)を支払うことにより最長6か月間(当初の31日間を含む)滞在することが可能。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_273.html	事前に入国許可を得ることが必要で、入国前に最寄りのトンガ大使館・領事館ないし入国管理局の査証課(電話:(+676)26969もしくは26970)に連絡し、入国後、労働通商産業省に申し出なければならない。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_273.html
	ニウエ	日本とニウエの間には査証免除協定はないが、入国に当たり、すべての海外からの訪問者は、事前に査証を取得することなく、また、その入国目的にかかわらず、入国港到着時の入国審査において30日間滞在可能な入国許可を受けることができる。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_777.html	事前に同国移民局に査証を申請し、取得する必要がある。また、これらの審査はニウエ入国後には受け付けられない。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_777.html
	クック諸島	日本とクック諸島の間には査証免除協定はないが、すべての海外からの訪問者はその入国目的の如何にかかわらず、入国港到着時の入国審査にて31日間滞在可能な入国許可を受けることができるため、事前に査証を取得する必要はない。入国後、滞在期間の延長を希望する場合は、首都アヒリアの移民局で、1か月単位で最大5か月まで滞在期間を延長することが可能。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_300.html	入国後移民局に必要な書類を提出し、許可を受けることになる。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_300.html
その他	ニューカレドニア	90日以内の観光目的での滞在について査証は不要。 しかし、旅券の有効期間は入国時に滞在日数に加えて3か月あることが必要。 なお、最初の6か月間で90日を超える滞在は出来ず、且つ、次の滞在は前回の滞在から3か月経過後でなければならない。 また、入国審査時には、帰国便のチケットも併せて提示する必要がある。 出典「外務省海外安全ホームページ」:http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_299.html	確認中
	フランス領ポリネシア	・90日以内の滞在であれば、査証は不要。しかし、以下の書類を準備する必要がある。 (ア)有効な旅券。 (イ)以下に関する規定証拠: 一滞りの目的(滞りの目的に応じて必要な補足書類を提出。観光:フランス領ポリネシアでの滞りの目的と条件を記載した文書(例:確認済みのホテル予約)、出張:職業およびフランス領ポリネシアで取引する組織に関する詳細を示す書類(例:借約書、労働許可証)。個人的な滞在:宿泊証明書/宿泊受け入れ先の者が署名した委任状(最新の電気料金または電話料金提供される)。研究または研修生の場合:フランス領ポリネシアの承認された教育機関への入学証明書、または研修生・元の教育機関・受入機関が署名した訓練手当契約。) 一フランス領ポリネシアでの生計手段 一日本への帰国の保証(有効かつ適切な旅行保険、有効な証明、通常の居住国に戻るための有効な旅行券など)。  ・90日以上滞在する場合は、上記の書類に加え、最寄りのフランス大使館・総領事館であらかじめ入国査証を取得することを勧める。なお、日本の大使館はなく、旅券を発給することはできないので、旅券の有効期間が十分残っているか渡航前に確認が必要。 出典①タヒチ観光局「フランス領ポリネシアのビザ&入国」:https://tahititourisme.jp/ja-jp/organize-travel-tahiti/tahitian-visa-requirement/ 出典②Website of the Border Police of French Polynesia「Conditions for the entry of foreigners in French Polynesia」:http://www.polynesie-francaise.prf.gouv.fr/Demarches-administratives/Etrangers/Demarches-en-Anglais-English/Conditions-for-the-entry-of-foreigners-in-French-Polynesia	確認中
	タヒチ	(手続きや規則に関する最新の情報は、駐日フランス大使館領事部(電話:03-5798-6000)に確認すること。) 観光目的で90日以内の滞在であれば、査証は不要。90日以上滞在する場合は、最寄りのフランス大使館・総領事館であらかじめ入国査証を取得すること。 出典「外務省海外安全ホームページ」:https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_079.html	確認中